

[付属資料②] 占用許可申請書等 作成の見本

2025.3.1

1 申請書（鑑）	2
1-1：道路占用許可申請書	
1-2：道路占用（掘さく）申請書	
1-3：工事施工承認申請書（道路法第 24 条工事）	
2 位置図	8
3 平面図・断面図等	9
3-1：道路占用許可・舗装仮復旧の場合	
3-2：道路占用許可・舗装本復旧の場合	
3-3：道路占用（掘さく）許可の場合	
3-3：道路法第 24 条工事の場合	
4 現況カラー写真	13
4-1：道路占用許可及び道路占用（掘さく）許可の場合	
4-2：道路法第 24 条工事の場合	
5 保安設備図	14
5-1：歩道の規制を伴わない場合	
5-2：歩道の規制を伴う場合	

添付図書

1. 新規または変更申請の場合（各3部提出）

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 横断図 (4) 縦断図 (5) 求積図
(6) 占用物件の構造図 (7) 損害賠償責任負担請求書（下記様式第4号） (8) 現況カラー写真
(9) 工事中の保安設備図 (10) その他所長の必要と認めるもの
(注) 変更申請の場合は、前回許可書（写）及び変更理由書を必ず添付すること。

2. 継続申請の場合（各2部提出）

- (1) 前回許可書（写） (2) その他所長の必要と認めるもの

記入上の注意

- (1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
(2) 工事の実施方法は、片側通行止、全面通行止等の交通制限内容及び、夜間工事、昼間工事の別、開削工事、推進工事の別、直営、委託、請負の別を記入すること。
(3) 道路の復旧方法は、原形復旧工法等を記入すること。
(4) 変更申請の場合は、変更内容を新（黒字）旧（赤字）対照書きすること。
(5) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を○で囲み、別紙様式に必要事項を記載して提出すること。

※ 代理人が手続を行う場合は委任状を添付してください。

様式第4号

損害賠償責任負担請求書

本申請に係る 一般県道 [] 線 道路占用工事の施行に当たって、第三者又は県に損害を及ぼした場合は、一切の賠償責任を負います。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

兵庫県知事 様

住 所

(所在地) 姫路市 [] 丁目 [] 番地

氏 名

(名 称) [] 上下水道事業管理者 []

電話番号 表面のとおり

電子メール 表面のとおり

【留意事項】

表面（前頁）と両面印刷すること

1-2：道路占用（掘さく）申請書

協議書
道路占用（掘さく）許可申請

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

〒

□□□—□□□□

住 所 姫路市 丁目 番地
氏 名 上下水道事業管理者
電話番号 () -
電子メール @ .lg.jp
担当者氏名 課

下記のとおりの道路占用（掘さく）を 承認 協議 くださるよう関係書類を添付して 申請 します。

記

路線の名称	一般県道 線		
掘さくの場所	姫路市 地先		
掘さくの目的	補修のため		
掘さく面積	13.05㎡		
工事期間	許可日から 令和 年 月 日		
工事の実施方法	昼間、開削	既許可年月日	平成・令和 年 月 日
道路の復旧方法	別紙のとおり	既許可番号	兵庫県指令中播(姫土)道第 号
添付図書	(1)位置図 (2)平面図 (3)横断図 (4)縦断図 (5)求積図 (6)占用物件の構造図 (7)損害賠償責任負担請求書 (8)現況カラー写真 (9)工事中の保安設備図 (10)その他所長が必要と認めるもの		

兵庫県指令中播(姫土)道第 号の
令和 年 月 日

協議 承認
上記の は別紙の条件を付けて する。
申請 許可

この処分について不服がある場合には、1. この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び2. この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

兵庫県中播磨県民センター長

様式第4号

損害賠償責任負担請求書

本申請に係る 国道・県道 [] 線 [] 工事の施行等に起因して、第三者または県に損害をおよぼしたときは、いっさいの賠償責任を負います。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

兵庫県知事 様

住所 姫路市 [] 番地

氏名 [] 上下水道事業管理者

電話番号 ([]) [] - []

電子メール [] @ [] .lg.jp

1-3：工事施工承認申請書（道路法第 24 条工事）

工事施行承認申請書
(道路法第 24 条工事)

令和 年 月 日

兵庫県知事様

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
姫路市 番地.....
 氏名・電話（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 () -
 電子メール.....@.....lg.jp.....
 担当者氏名・電話..... () -

道路法第 24 条の規定に基づく承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

工事の場所	路線名	<input type="checkbox"/> 一般国道 号 <input checked="" type="checkbox"/> 県道 線
	場所	地先
申請の目的	のため	
工事の内容	別添のとおり	
工事の期間	承認の日から 日間（令和 年 月 日まで）	
工事の実施方法	昼間施工、片側通行、請負工事、誘導員配置	
添付書類	1 位置図 5 工事中の保安設備図 2 平面図 6 損害賠償責任負担請求書(裏面様式第4号) 3 断面図(横・縦) 7 帰属承諾書(裏面様式第3号) 4 現況カラー写真 8 その他 ※ 工事規模により事業計画概要書、施工計画書、構造計算書等を求めます。 ※ 各図面は、現況と計画を別書してください。 ※ 代理人が手続を行う場合は、委任状を添付してください。	

兵庫県指令中播(姫土)道第 号の 4
令和 年 月 日

上記の道路工事については、別紙のとおり条件を付して承認する。

この処分について不服がある場合には、1. この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び2. この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

兵庫県中播磨県民センター長

様式第3号

帰属承諾書

【留意事項】
路線名を確認すること

本申請に係る 国道・**県道** [] 線 道路法第24条工事の施行に伴う、道路またはその付属物を構成する物件は、工事竣工と同時に、無償にて国有 **県有** に帰属することを承諾します。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

兵庫県知事 様

住所
(所在地) 姫路市 [] 番地
氏名
(名称) []
電話番号 表面のとおり
電子メール 表面のとおり

様式第4号

損害賠償責任負担請書

本申請に係る 国道・**県道** [] 線 道路法第24条工事の施行に当たって、第三者又は県に損害を及ぼした場合は、一切の賠償責任を負います。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

兵庫県知事 様

住所
(所在地) 姫路市 [] 番地
氏名
(名称) []
電話番号 表面のとおり
電子メール 表面のとおり

【留意事項】
表面(前頁)と両面印刷すること

2 位置図

公的な地図等（原則として縮尺5万分の1）を利用して、申請箇所の位置図を作成する。

[公的な地図等の例]

- ・ゼンリン住宅地図
- ・国土地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)
- ・Google マップ 等

作成上の留意点

- ・申請地の住所、および申請者を記載すること。
- ・対象となる国県道の路線名を記載すること。（国道312号、県道広畑青山線 等）
- ・その他目標物があれば、可能な限り記載のこと。（交差点名、橋梁名 等）
- ・原則として真北を上とするが、それ以外の場合は方位記号を記載すること。
- ・図面の縮尺を記載すること。

位置図 1/000



ゼンリン地図の例

位置図 1/000



Google マップの例

附近見取図 1/000



【留意事項】
位置図だけでは詳細が把握できない場合は、附近見取図も添付すること。

※ 縮尺百分の1から5百分の1程度

3 平面図・断面図等

3-1：道路占用許可・舗装仮復旧の場合

作成上の留意点

- ・ 占用物件の位置、種別・規格、舗装掘削範囲及び面積、舗装仮復旧断面を記載すること。
- ・ 管頂部の深さ（路面との距離）を記載すること。近接構造物がある場合は、当該構造物との離隔も記載し、個別法等で定められた必要離隔の根拠資料も添付すること。
- ・ 各図面には縮尺を記載すること。但し、原則として平面図・断面図・求積図は縮尺 10 分の 1 から百分の 1 程度とする。

平面図 1/1000

※ 舗装本復旧は下水道埋設工事にて施工

【留意事項】

舗装本復旧が別申請となる場合は、平面図に記載する。
（許可申請書提出時までに、占有者が各関係者と調整すること。）

【留意事項】

路線名を記載

県道 〇〇線

【留意事項】

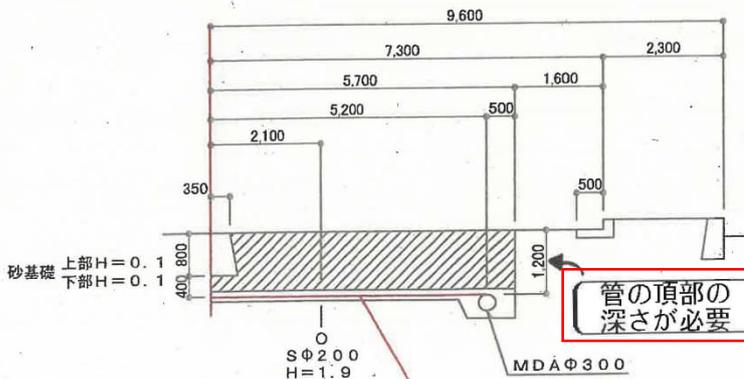
占用物件の種別・規格

占用物件ポリエチレン管外径 42.0mm 延長 5.2m
占用面積 0.042m x 5.2m

【留意事項】

占用範囲、面積を記載

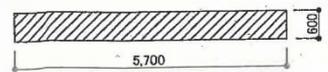
A-A' 断面図 1/1000



管の頂部の深さが必要

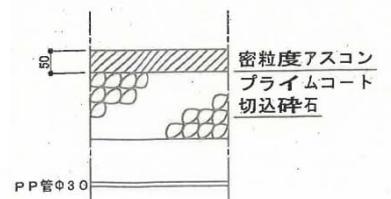
占用物件ポリエチレン管外径 42.0mm 延長 5.2m
占用面積 0.042m x 5.2m = 0.2496m²

求積図 1/1000



掘さく面積 5.7m x 0.6m = 3.42m²

仮復旧断面図 1/1000



補足：近接構造物との離隔が確保できない場合の処理

- ・近接構造物との離隔が確保できない場合は、その理由と合わせて、個別具体的な対策についても記載すること。

サンドエロージョン対策について

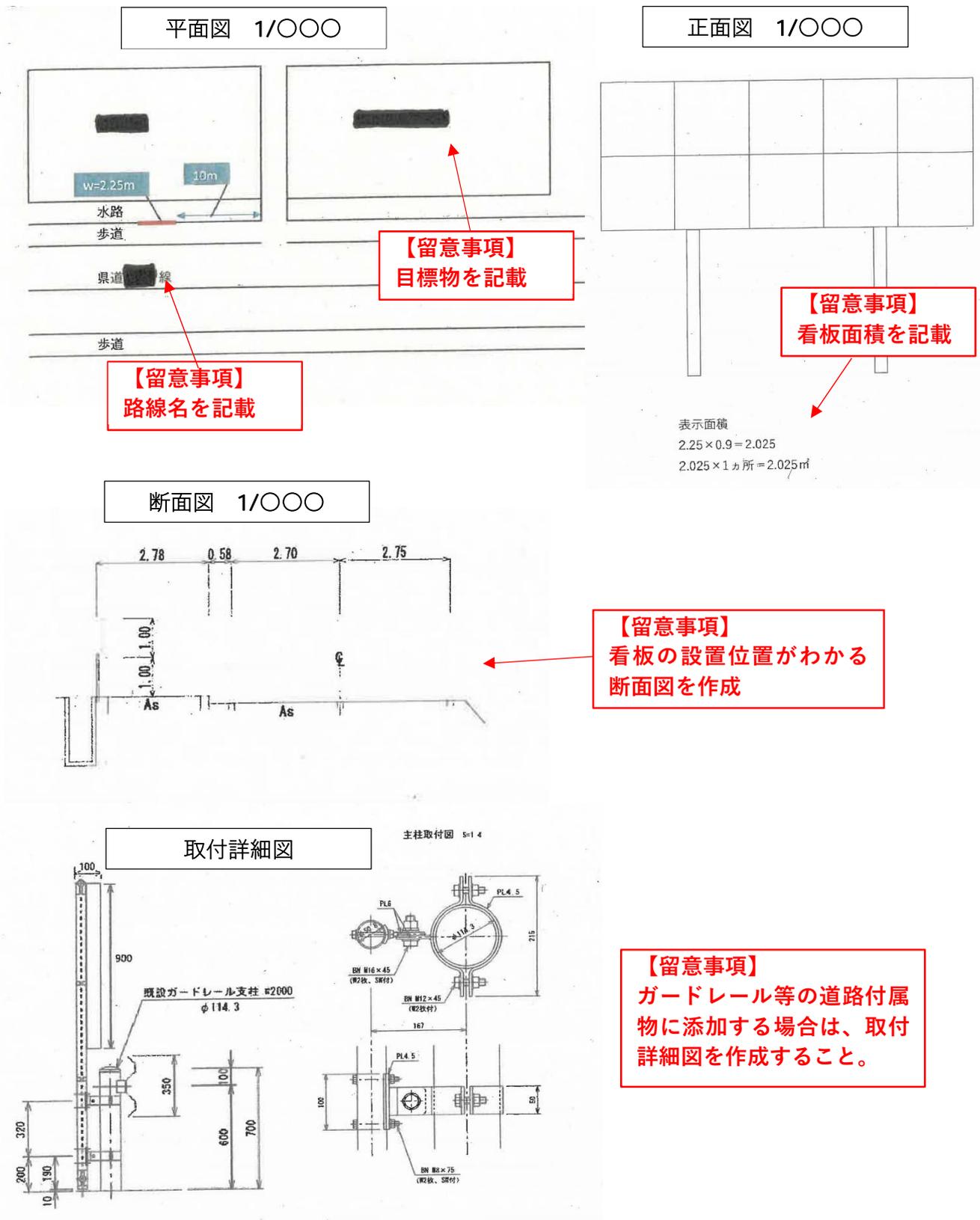
本申請の下水道取付管の占用におきまして、既設配水本管（TDΦ200）との離隔 30cm 以上を保持することができないため、下水道取付管と既設配水本管の間に耐摩板（ブタジエン製ゴムシート t=6mm）を設置し、サンドエロージョン対策を施します。

The diagrams illustrate the installation of a sand erosion countermeasure. The left diagram shows a sewer pipe (下水道取付管) and a water pipe (水渡管) with a rubber plate (耐摩板) placed between them. The right diagram shows a sewer pipe (下水道取付管) and a water pipe (水渡管) with a rubber plate (耐摩板) placed between them.

3-3：選挙掲示板の場合

作成上の留意点

- ・ 占有物件の位置、種別・規格、構造や添加方法がわかる図面を作成すること。
- ・ 各図面には縮尺を記載すること。ただし、原則として平面図・断面図は縮尺 10 分の 1 から百分の 1 程度とする。

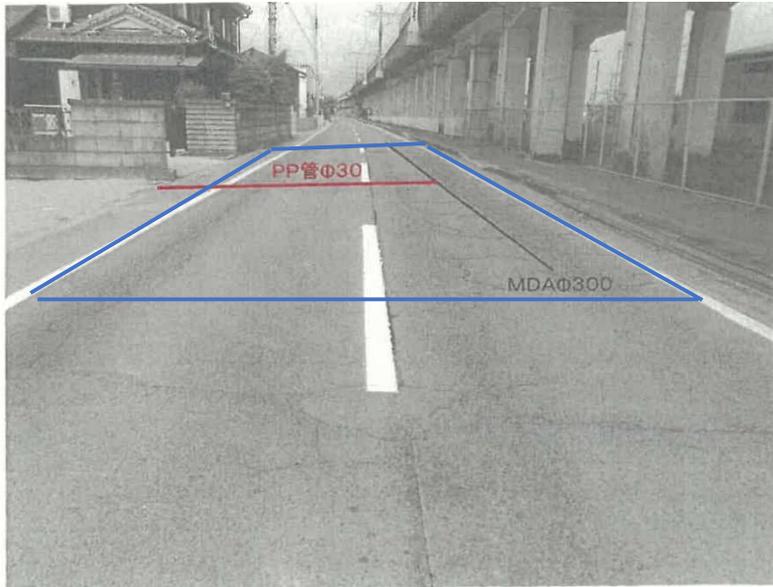


4 現況カラー写真

4-1：道路占用許可申請及び道路占用（掘さく）申請の場合

作成上の留意点

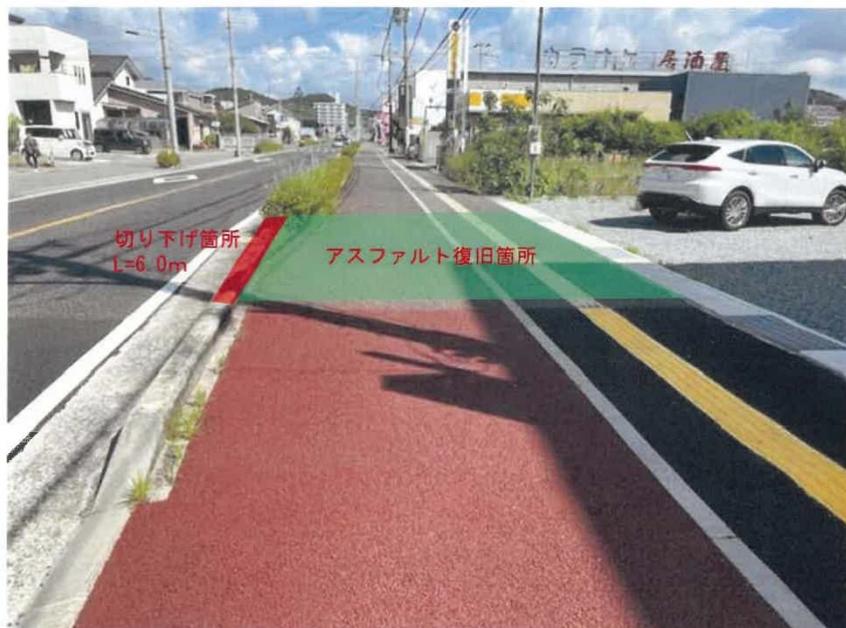
- ・申請の対象となる占用物件を赤で、既存の占用物件を黒で記載すること。
- ・舗装本復旧を伴う場合は、本復旧範囲をその他の色で記載すること。



4-2：道路法 24 条工事の場合

作成上の留意点

- ・対象となる工事範囲を赤で着色すること。
- ・舗装復旧を伴う場合は、本復旧範囲をその他の色で記載すること。

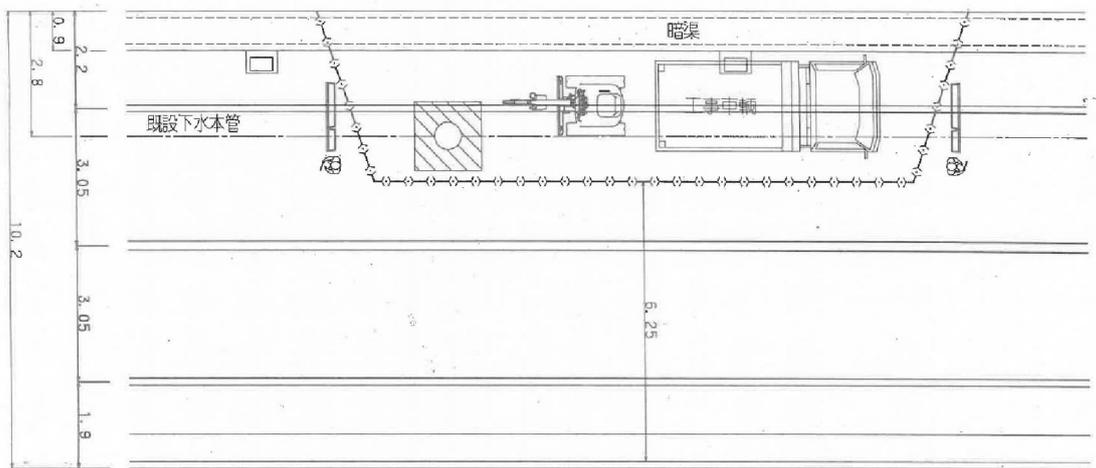


5 工事中の保安設備図

5-1：歩道の規制を伴わない場合

作成上の留意点

- ・規制範囲、交通誘導員配置図を作成すること。
- ・交差点等において切り回しを行う場合は、それぞれの段階における保安設備図を作成すること。



5-2：歩道の規制を伴う場合

作成上の留意点

- ・5-1 に加えて、仮歩道の計画を記載すること。その際、仮歩道の幅員は原則として 1.5m 以上を確保すること。

